平成２５年（フ）第２６５号
滋賀県高島市新旭町深溝141番地　マジェスト旭105号、前住所滋賀県高島市新旭町太田2177番地28
債務者　松名　浩二
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８５号
大津市比叡辻１丁目15番１―503号
債務者　橋本　和子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３号
滋賀県彦根市原町504番地33
債務者　杉野　久雄
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第５３９号
広島市安佐北区真亀４丁目１番52―304号
債務者　保里　典幸
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７７７号
広島市安佐北区可部４丁目23番９―105号
債務者　山田　愛子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７９１号
広島市安佐北区可部８丁目20番７号　A
債務者　山本　弓男
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８０５号
広島県東広島市黒瀬町丸山898番地
債務者　中野　隆司
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３２号
山口県下関市長門町７番９―412号　茶山ビル
債務者　金子　美幸
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１３４号
山口県下関市前勝谷町20番30号、前住所山口県下関市伊倉東町２番10―201号
債務者　藤山塗装工業こと　藤山　　昭
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２５１号
広島県広島市安佐南区中筋１丁目９番６　ロイヤルニシムラ502号
債務者　田中　俊一
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３号
高知県高岡郡佐川町黒原3143番地１
債務者　笹岡　真衣
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第５９号
福岡県直方市大字頓野3602番地99　市住２―22号
債務者　南里　直美（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第６１号
福岡県直方市大字下境3074番地　市住1495号
債務者　賀川真利麻（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第１７８号
福岡県久留米市長門石３丁目１番56―601号
債務者　牟田　美紀
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１８６号
福岡県久留米市長門石２丁目２番61―706号
債務者　松井　　剛
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第３８０号
大分市高城南町５番24号
債務者　日野　広子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５８号
大分県中津市1170番地
債務者　山口由利子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係